

令和4年1月31日

秋田市福祉灯油購入費助成事業について

本市では、灯油価格の高騰に伴う緊急的な生活支援として、令和3年12月1日に住民登録がある令和3年度の個人市民税・県民税（住民税）非課税世帯に対し、1世帯当たり5千円を助成することといたしました。

対象と思われるかたは、次の誓約・同意事項をご確認いただき、申請くださるようお願いいたします。

なお、令和3年1月2日以降に本市へ転入されたかたが世帯にいる場合は、そのかたが課税されていないことを確認できる書類（非課税証明書等）の添付が必要です。

【誓約・同意事項】

- (1) 本申請に当たり、世帯の中に令和3年度個人市民税・県民税課税者がいないことを誓約します。
- (2) 助成の可否にかかる審査のため、秋田市が世帯全員の税情報、住民基本台帳その他公簿等を確認することや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 書類の不備により口座への振込みが完了せず、かつ、秋田市が求める関係書類の提出がなされないこと等により、令和4年3月4日(金)までに不備が解消されない場合には、当該申請が取り下げられたとみなすことに同意します。
- (4) 口座への振込みが完了した後、助成の要件に該当しないことが判明した場合には、助成金を返還することに同意します（重複して受領した場合も含む）。
- (5) 世帯全員の同意を得たうえで申請します。

申請期限：令和4年3月4日(金)まで【当日消印有効】

※申請期限までに申請されなかった場合、助成金は交付できません。

お問合せ先：秋田市 福祉保健部 福祉総務課

TEL 018-888-5680

FAX 018-888-5658

受付時間（平日）

9時から17時まで

本人確認書類（その他）

申請書表面に記載したもののほか、

パスポート、在留カード、運転経歴証明書、身体障害者手帳、年金手帳 などが「本人確認書類」になります。

※住民票、個人番号通知書、コインバス資格証明書は、本人確認書類にはなりません。

よくあるご質問

Q 1 助成の対象者（対象要件）について教えてください。

A 1 世帯全員の令和3年度の個人市民税・県民税（住民税）が非課税である世帯で、基準日（令和3年12月1日）において秋田市に住民登録されている世帯の世帯主が対象となります。

Q 2 令和3年1月2日以降、秋田市に転入してきました。

この場合の要件などについて教えてください。

A 2 要件はA 1と同様ですが、追加の資料として、令和3年1月2日以降、転入されたかた全員について、令和3年度の個人市民税・県民税が課税されていないことを確認できる書類（非課税証明書等）の添付が必要となります。

※令和3年度の新課税証明書の取得方法等については、令和3年1月1日時点で住民登録されていた市区町村にお問合せください。

Q 3 オール電化住宅で灯油を使用していませんが、要件に当てはまる場合には、助成の対象となりますか。

A 3 要件に当てはまる場合、対象となります。

Q 4 基準日と申請日で、世帯主が異なる場合、どちらを記入しますか。

A 4 申請日時点での世帯主のお名前を記入してください。

Q 5 申請から振込まで、どのくらいかかりますか。

A 5 3週間程度の見込みです。

不審な電話がかかってきた場合の連絡先について

申請内容に不明な点があった場合には、秋田市から電話で問合せをさせていただくことはありますが、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合には、すぐに、次へご連絡ください。

- ・秋田市福祉総務課（018-888-5680）
- ・秋田市市民相談センター（018-888-5648）
- ・警察相談専用電話（#9110）